

阿久比町太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン

(目的)

第1条 このガイドラインは、阿久比町における太陽光発電設備の設置及び管理に関し、事業者等の責務を明らかにするとともに関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定め、その適正な実施を誘導することにより、災害の防止、住環境への配慮及び自然環境の保護に努め、良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。なお、本ガイドラインは、今後の社会情勢や環境の変化により、必要に応じて随時見直すこととする。

(用語の定義)

第2条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「特別措置法」という。）第2条第3項に規定する再生エネルギー源の一つである太陽光を太陽電池モジュールにより電気に変換する設備及びその附属設備（柵その他付帯設備を含む）であって、土地に自立して設置されるものをいう。
- (2) 設置事業 発電設備を設置する事業行為（土地の権利取得、伐採、造成、工事等発電設備の設置に係る事業の全てを含む。）をいう。
- (3) 発電事業 発電設備における発電行為をいう。
- (4) 事業者 発電設備を設置する者、発電事業を行う者及びこれらの者との契約により事業の施行を請け負う全ての者をいう。
- (5) 事業区域 発電事業を行う一団の土地をいう。
- (6) 土地所有者 事業区域内の土地を所有する者をいう。
- (7) 行政区 事業区域が所在する大字及び自治会をいう。
- (8) 近隣関係者 発電設備の設置に伴い生活環境に影響を受けるおそれがある者として、次に掲げる者をいう。
 - ア 事業区域に隣接する土地の所有者又は建築物の所有者及び居住者
 - イ 発電設備からの反射光等の影響を受けるおそれのある農地の所有者、建築物の所有者及び居住者
 - ウ その他町長が必要と認める者

(適用範囲)

第3条 このガイドラインは、阿久比町内における全ての設置事業及び発電事業に適用する。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根、屋上、ベランダ、又は側壁に太陽光発電設備を設置するものを除く。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、近隣関係者及び行政区へ発電事業の内容について十分な説明を行い、理解を得るよう努めるものとする。なお、説明終了後は、事業説明状況報告書（様式第1号）を作成のうえ、町長に提出するものとする。

2 事業者は、設置事業及び発電事業の実施にあたり、関係法令を遵守するほか、事業区域及び周辺地域の自然環境、景観及び生活環境を保全し、事故、公害又は災害（以下「事故」という。）の防止を図るため、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 設置事業に際し、大型機械の使用、工事車両の通行等に伴う大気汚染、騒音、砂・埃の飛散等の防止策を講ずること。
- (2) 土地の形質変更は必要最小限とすること。
- (3) 雨水等による土砂の流出や風水害等の災害防止対策を講ずること。
- (4) 発電施設の設置等による動植物への影響に配慮し、必要な措置を講ずること。
- (5) 住宅地に近接する場所に発電設備を設置する場合は、騒音、振動、反射光、電波障害等による地域住民への影響に配慮し、必要な措置を講ずること。
- (6) 農地に近接する場所に発電設備を設置する場合は、反射光等による農作物への影響を配慮し、必要な措置を講ずること。
- (7) 発電施設及びその周辺に照明器具等を設置する場合は、地域住民及び動植物等へ影響を及ぼさないよう配慮し、必要な措置を講ずること。
- (8) 設置区域内の除草等環境整備に努め、やむを得ず除草剤、殺虫剤その他の薬品を使用する場合は、周辺環境に配慮し、必要な措置を講ずること。
- (9) 発電施設の設置等の影響から文化財を保護するよう配慮し、必要な措置を講ずること。
- (10) 道路・水路等の公共施設（以下「公共施設」という。）を破損するおそ

れがある場合、町及び行政区の代表者へ速やかにその旨を連絡すること。

(1) 公共施設を破損した場合は、速やかに復旧すること。

3 事業者は、発電事業の実施に伴い事故等が発生したとき、並びに行政区又は近隣関係者との紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講ずるものとする。

4 発電事業を他の者に譲渡、承継する場合は、事業者の責務についても移譲、承継させるものとする。

5 発電事業を終了するときには、事業者の責任により周辺地域及び近隣関係者に配慮した発電設備の撤去その他適正な処理を行うものとする。

(土地所有者の責務)

第5条 土地所有者は、発電事業の実施に伴い事故等が発生したとき、並びに行政区又は近隣関係者と紛争が生じたときは、事業者とこれを解決し、再発防止のための措置を講ずるものとする。

2 発電事業を終了したときは、事業者に対し前条第5項の規定を遵守させるものとする。なお、発電設備が放置又は不法投棄された場合においては、土地所有者の責任において処理を行うものとする。

(町の責務)

第6条 町は、第1条の目的を達成するために、このガイドラインの適正かつ円滑な運用について必要な措置を講ずるものとする。

(標識の掲示)

第7条 事業者は、設置事業開始後速やかに、事業区域内の公衆の見やすい場所に、事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（平成29年3月資源エネルギー庁）に基づき、事業計画の内容を記載した標識を掲示するものとする。

2 標識は、発電事業が完了するまで掲示するものとする。

(届出等)

第8条 事業者は、発電事業に係る関係法令等に基づく申請又は届出の前までに、太陽光発電設備設置届出書（様式第2号）の正本及び副本にそれぞれ次の各号に掲げる書類を添えて町長に届け出るものとする。

(1) 位置図

(2) 発電事業計画書

(3) 発電設備設計図

- (4) 法人の登記事項証明書（事業者が法人の場合に限る。）
 - (5) 公図の写し（地番及び土地の所有者等を記入すること。）
 - (6) 土地所有者一覧表
 - (7) 土地所有者同意書（様式第3号）
 - (8) 近隣関係者一覧表
 - (9) 事業説明状況報告書（様式第1号）
 - (10) 土地利用計画平面図
 - (11) 土地利用計画縦断図（伐採、切土、盛土、水面の埋立て、その他土地の形質変更を伴う場合に限る。）
 - (12) 土地利用計画横断図（伐採、切土、盛土、水面の埋立て、その他土地の形質変更を伴う場合に限る。）
 - (13) 排水計画図
 - (14) 撤去処理計画書
 - (15) その他町長が必要と認めるもの
- 2 町長は、前項の規定による届出を受理したときは、太陽光発電設備設置届出受理通知書（様式第4号）を事業者に交付するものとする。
 - 3 事業者は、第1項の規定による届出の内容を変更しようとするとき又は事業者を変更しようとするときは、変更をしようとする日の30日前までに、太陽光発電設備設置変更届出書（様式第5号）の正本及び副本にそれぞれ第1項に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて町長に届け出るものとする。
 - 4 町長は、前項の規定による届出を受理したときは、太陽光発電設備設置変更届出受理通知書（様式第6号）を事業者に交付するものとする。
 - 5 事業者は、発電設備の設置が完了し、運転を開始したときは、開始から30日以内に太陽光発電設備運転開始届出書（様式第7号）の正本及び副本を町長に届け出て、町長の確認を受けるものとする。
 - 6 町長は、当該発電設備の設置状況等を確認したときは、太陽光発電設備運転開始届出受理通知書（様式第8号）を事業者に交付するものとする。
 - 7 事業者は、発電事業を終了しようとするときは、太陽光発電設備廃止届出書（様式第9号）を町長に届け出て、発電設備を速やかに撤去するものとする。
 - 8 事業者は、発電設備の撤去が完了したときは、太陽光発電設備廃止完了届

出書（様式第10号）を速やかに町長に届け出るものとする。

（設置後の現況報告）

第9条 町長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、発電設備及び事業区域の現況について、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2 事業者は、前項の規定により、町長から現況報告等を求められたときは、速やかに回答するものとする。

（立入調査）

第10条 町長は、このガイドラインの施行に関し必要な限度において、事業者の同意を得て関係職員等を事業地内に立ち入らせ、調査させることができるものとする。

（指導及び助言）

第11条 町長は、必要があると認めるときは、事業者に対して必要な指導及び助言を行うことができるものとする。

2 事業者は、前項の規定による指導を受けたときは、処理状況報告書（様式第11号）を町長に提出するものとする。

（関係機関への情報提供）

第12条 町長は、事業者が設置事業及び発電事業を行うにあたり、関係法令等に定める義務を遵守しないときは、関係機関へ情報を提供するものとする。

（雑則）

第13条 このガイドラインに定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

このガイドラインは、令和元年11月1日から施行する。

附 則

（施行規則）

1 このガイドラインは、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 このガイドラインは、施行の日以後に行う設置事業に適用する。ただし既に設置事業（伐採又は造成工事等に着手している場合に限る。）又は発電事業を行っている事業者は、このガイドラインの目的に沿うよう努力しなければならない。

(表)

様式第1号(第4条関係)

事業説明状況報告書

年 月 日

阿久比町長 様

事業者 住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の役職・氏名)

担当者

連絡先

阿久比町太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドラインの規定により、近隣関係者及び行政区へ下記のとおり説明しましたので報告します。

説明者 住 所

氏 名

役 職

行政区の長(区長・自治会長)

住所		説明年月日
氏名		年 月 日
質疑・要望事項等		

近隣関係者

住所		説明年月日
氏名		年 月 日
所有地等		
質疑・要望事項等		

(裏)

近隣関係者

住所		説明年月日
氏名		年 月 日
所有地等		
質疑・要望事項等		
住所		説明年月日
氏名		年 月 日
所有地等		
質疑・要望事項等		
住所		説明年月日
氏名		年 月 日
所有地等		
質疑・要望事項等		
住所		説明年月日
氏名		年 月 日
所有地等		
質疑・要望事項等		
住所		説明年月日
氏名		年 月 日
所有地等		
質疑・要望事項等		
住所		説明年月日
氏名		年 月 日
所有地等		
質疑・要望事項等		

(表)

様式第2号(第8条関係)

太陽光発電設備設置届出書

年 月 日

阿久比町長 様

事業者 住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の役職・氏名)

担当者

連絡先

阿久比町太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドラインの規定により届け出ます。

太陽光 発電設備	名称	
	所在地	阿久比町
	面積	m ²
	発電出力	kW
現場責任者	住所	
	氏名	
	連絡先	
設置工事予定期間		(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
運転開始予定年月日		年 月 日

(裏)

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none">1 位置図2 発電事業計画書3 発電設備設計図4 法人の登記事項証明書(事業者が法人の場合に限る。)5 公図の写し(地番及び土地の所有者等を記入すること。)6 土地所有者一覧表7 土地所有者同意書(様式第3号)8 近隣関係者一覧表9 事業説明状況報告書(様式第1号)10 土地利用計画平面図11 土地利用計画縦断図(伐採、切土、盛土、水面の埋立て、その他土地の形質変更を伴う場合に限る。)12 土地利用計画横断図(伐採、切土、盛土、水面の埋立て、その他土地の形質変更を伴う場合に限る。)13 排水計画図14 撤去処理計画書15 その他町長が必要と認めるもの
------------------	--

様式第3号(第8条関係)

土地所有者同意書

年 月 日

阿久比町長 様

土地所有者 住 所
氏 名
連絡先

事業者 が、私の所有する下記土地に太陽光発電設備を設置することについて、阿久比町太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン第5条の規定を遵守し、異議がないので同意します。

記

事業区域

所在地	地目	面積 (㎡)

様式第4号(第8条関係)

第 号
年 月 日

(事業者) 様

阿久比町長

太陽光発電設備設置届出受理通知書

下記設備の設置届出書を受理したので、阿久比町太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドラインの規定により通知します。

太陽光 発電設備	名称	
	所在地	阿久比町
	面積	m ²
	発電出力	kW
事業者	住所	
	氏名	

(特記事項)

様式第5号(第8条関係)

太陽光発電設備設置変更届出書

年 月 日

阿久比町長 様

事業者 住 所
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の役職・氏名)

担当者

連絡先

阿久比町太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドラインの規定により届け出ます。

太陽光 発電設備	名称	
	所在地	阿久比町
	面積	m ²
	発電出力	kW
変更の概要	変更前	
	変更後	
変更する理由		

注)添付書類は、変更後の変更内容が分かるものとする。

様式第6号(第8条関係)

第 号
年 月 日

(事業者) 様

阿久比町長

太陽光発電設備設置変更届出受理通知書

下記設備の設置変更届出書を受理したので、阿久比町太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドラインの規定により通知します。

太陽光 発電設備	名称	
	所在地	阿久比町
	面積	m ²
	発電出力	kW
事業者	住所	
	氏名	

(特記事項)

様式第7号(第8条関係)

太陽光発電設備運転開始届出書

年 月 日

阿久比町長 様

事業者 住所
氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の役職・氏名)

担当者

連絡先

阿久比町太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドラインの規定により届け出ます。

太陽光 発電設備	名称	
	所在地	阿久比町
	面積	m ²
	発電出力	kW
保守点検 責任者	住所	
	氏名	
	連絡先	
運転開始年月日		年 月 日

様式第8号(第8条関係)

第 号
年 月 日

(事業者) 様

阿久比町長

太陽光発電設備運転開始届出受理通知書

下記事業の設置状況等の確認が終了したので、阿久比町太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドラインの規定により通知します。

太陽光 発電設備	名称	
	所在地	阿久比町
	面積	m ²
	発電出力	kW
事業者	住所	
	氏名	

(特記事項)

様式第9号(第8条関係)

太陽光発電設備廃止届出書

年 月 日

阿久比町長 様

事業者 住 所
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の役職・氏名)

担当者

連絡先

阿久比町太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドラインの規定により届け出ます。

太陽光 発電設備	名称	
	所在地	阿久比町
	面積	m ²
	発電出力	kW
事業廃止年月日	年 月 日	
撤去工事予定期間	(自)	年 月 日
	(至)	年 月 日
発電設備の撤去 及び処分の方法		

様式第10号(第8条関係)

太陽光発電設備廃止完了届出書

年 月 日

阿久比町長 様

事業者 住 所
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の役職・氏名)

担当者

連絡先

阿久比町太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドラインの規定により届け出ます。

太陽光 発電設備	名称	
	所在地	阿久比町
	面積	m ²
	発電出力	kW
事業廃止年月日	年 月 日	
撤去工事完了年月日	年 月 日	
発電設備の撤去 及び処分の方法		

※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の3に規定する産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写しを添付すること。

様式第11号(第11条関係)

処理状況報告書

年 月 日

阿久比町長 様

事業者 住 所
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の役職・氏名)

担当者

連絡先

阿久比町太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドラインの規定により提出します。

太陽光 発電設備	名称	
	所在地	阿久比町
	面積	m ²
	発電出力	kW
指導・助言年月日		
指導・助言の内容		
処理が完了した日		
処理の概要		
添付書類		